# (B) 歳 入

## 1 租税及印紙収入

29年度(百万円) 28年度(百万円) 比較増△減(百万円) 57,712,000 57,604,000 108,000

現行法による 29 年度の租税及印紙収入は、 577,140 億円であって、28 年度当初予算額に 対して 1,100 億円の増加が見込まれる。

この金額から、29年度に予定されている個

人所得課税、法人課税等の税制改正による減収 20億円を差し引くと、28年度当初予算額に対 する増加額は1,080億円となる。

したがって、これらの税制改正を織り込んだ 29年度の租税及印紙収入は、577,120億円で あって、その税目別内訳は、次のとおりである。

平成 29 年度租税及印紙収入予算額

(単位 億円)

						29	年	•	度		
税	E	1	28 年 度 予 算 額	額に 現行	度予算 対する 法に収 △減収 額	現行法によ る収入見込 額	税制 よる 収見	改正に  増△減  込額	改正法によ る収入見込 額(予算額)	類に	度予算に対するが減収見
			(A)		(B)	(C) = (A) + (B)		(D)	(E) = (C) + (D)	(F)=	(E)—(A)
所 [》	原泉	分	150,590	$\triangle$	1,920	148,670		70	148,740	$\triangle$	1,850
得目	申 告	分	29,160		1,580	30,740		_	30,740		1,580
税	計		179,750	$\triangle$	340	179,410		70	179,480	$\triangle$	270
法	人	税	122,330		1,610	123,940	$\triangle$	30	123,910		1,580
相	続	税	19,210		1,940	21,150		_	21,150		1,940
消	費	税	171,850	$\triangle$	470	171,380		_	171,380	$\triangle$	470
酒		税	13,590	$\triangle$	480	13,110		_	13,110	$\triangle$	480
た	ばこ	税	9,230		60	9,290		_	9,290		60
揮	発 油	税	23,860		80	23,940		_	23,940		80
石	油ガス	税	90	$\triangle$	10	80		_	80	$\triangle$	10
航 空	ピ機 燃料	税	520		_	520		_	520		_
石	油 石 炭	税	6,880		_	6,880		_	6,880		_
電源	開発促進	税	3,200	$\triangle$	70	3,130		_	3,130	$\triangle$	70
自動	市 重 量	税	3,850	$\triangle$	150	3,700		_	3,700	$\triangle$	150
関		税	11,060	$\triangle$	1,470	9,590	$\triangle$	60	9,530	$\triangle$	1,530
と	$\lambda$	税	100		_	100		_	100		_
	区 入 印	紙	7,500		200	7,700		_	7,700		200
紙収	見 金 収	入	3,020		200	3,220		_	3,220		200
入	計		10,520		400	10,920		_	10,920		400
合	ij	†	576,040		1,100	577,140	$\triangle$	20	577,120		1,080

(注) 自動車重量税の現行法による収入見込額は、29 年度税制改正におけるエコカー減税の基準見直しによる増収 見込額 60 億円 (29 年度のエコカーの普及割合の見込みを基に試算) を含めて計上している。これは、当該増収 見込額が 27 年度以前の税制改正に起因して 27 年度から 29 年度にかけて追加的に発生した減収見込額△ 200 億円に対応するものであることを勘案したものである。

## 2 官業益金及官業収入

29年度(百万円)28年度(百万円)比較増△減(百万円)43,84644,654△808内訳は、次のとおりである。

 29 年度(百万円)
 28 年度(百万円)

 官業収入
 43,846
 44,654

 病院収入
 15,750
 16,911

 国有林野事業収入
 28,097
 27,743

 診療所収入
 —
 0

以上のうち、国有林野事業収入は、立木竹の 売払見込数量等を勘案して見込んだものであ る。

#### 3 政府資産整理収入

29年度(百万円) 28年度(百万円) 比較増△減(百万円) (304,924) (△ 50,845) 254,079 317,424 △ 63,345

内訳は、次の	Dとおりである。	
	29 年度(百万円)	28 年度(百万円)
国有財産処分収 入	101,911	119,691
国有財産売払 収入	70,714	54,467
特定国有財産 売払収入	1,898	624
東日本大震災 復興国有財産 売払収入	29,300	64,600
回収金等収入	152,168	(185,233) 197,733
特別会計整理 収入	98,006	104,248
引継債権整理 収入	0	_
貸付金等回収 金収入	51,296	77,157
東日本大震災 復興貸付金等 回収金収入	216	7
政府出資回収 金収入	2,584	(3,758) 16,258
事故補償費返 還金	66	63
計	254,079	(304,924) 317,424

以上のうち、東日本大震災復興国有財産売払

収入は、衆議院が所管する行政財産のうち用途が廃止された土地及び「国家公務員宿舎の削減計画」(23年12月1日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会)に基づき用途が廃止された宿舎の跡地の売払収入を見込んだものである。

### 4 雑 収 入

29年度(百万円) 28 年度(百万円) 比較増△減(百万円) (4,291,246) 5,019,407 4,563,143 (728,161) 456,263 内訳は、次のとおりである。

	29 年度(百万円)	28 年度(百万円)
国有財産利用収 入	117,392	111,695
国有財産貸付 収入	52,671	52,944
国有財産使用 収入	3,861	2,675
利 子 収 入	140	182
配当金収入	60,719	55,895
納 付 金	708,440	868,636
法科大学院設 置者納付金	51	52
日本銀行納付 金	304,400	535,100
独立行政法人 造幣局納付金	898	3,084
独立行政法人 日本スポーツ 振興センター 納付金	6,690	9,310
日本中央競馬 会納付金	279,770	259,469
特定アルコー ル譲渡者納付 金	8,946	9,167
特定タンカー 所有者納付金	204	187
雜 納 付 金	107,482	52,267
東日本大震災 復興雑納付金	_	1
諸 収 入	4,193,574	(3,310,914) 3,582,812
特別会計受入 金	2,522,624	(1,667,503) 1,791,946
東日本大震災 復興財政投融 資特別会計受 入金	55,355	_

東日本大震災 復興エネル ギー対策特別 会計受入金	369	_
東日本大震災 復興食料安定 供給特別会計 受入金	2,810	8,936
公共事業費負 担金	577,706	(580,267) 686,323
東日本大震災 復興公共事業 費負担金	167	126
授業料及入学 検定料	129	127
許可及手数料	71,405	67,449
受託調査試験 及役務収入	73,579	85,537
懲罰及没収金	110,069	114,534
		(562,010)
弁償及返納金	579,066	603,410
物品売払収入	8,642	9,455
電波利用料収 入	62,006	71,603
矯正官署作業 収入	4,010	4,067
文官恩給費特 別会計等負担 金	815	1,004
附帯工事費負 担金	22,429	21,823
雑 入	102,395	116,472
計	5,019,407	(4,291,246) 4,563,143

以上のうち、主なものについて説明すると、 次のとおりである。

(1) 配当金収入の内訳は、次のとおりである。

	29 年度(百万円)	28 年度(百万円)
日本銀行配当金 収入	3	3
成田国際空港株 式会社配当金収 入	710	692
日本郵政株式会 社配当金収入	60,000	55,200
日本アルコール 産業株式会社配 当金収入	7	_
計	60,719	55,895

- (2) 日本銀行納付金は、「日本銀行法」(平9 法89)第53条第5項の規定により日本銀行 から納付される納付金を見込んだものであ る。
- (3) 日本中央競馬会納付金は、「日本中央競

- 馬会法」(昭 29 法 205) 第 27 条の規定により 日本中央競馬会から納付される納付金を見込 んだものである。
- (4) 特別会計受入金は、「特別会計に関する 法律」(平19 法23)に基づく各特別会計から の受入金であって、その内訳は、次のとおり である。

	29 年度(百万円)	28 年度(百万円)
外国為替資金特 別会計受入金	2,518,768	1,660,493
財政投融資特別 会計受入金	65	(71) 124,513
エネルギー対策 特別会計受入金	0	0
年金特別会計受 入金	31	23
食料安定供給特 別会計受入金	1,013	4,165
自動車安全特別 会計受入金	2,747	2,752
計	2,522,624	(1,667,503) 1,791,946

- (5) 東日本大震災復興食料安定供給特別会計 受入金は、「東日本大震災に対処するための 特別の財政援助及び助成に関する法律」(平 23 法 40)の規定により食料安定供給特別会 計から受け入れる受入見込額を計上したもの である。
- (6) 公共事業費負担金は、一般会計で実施している直轄事業の負担金を地方公共団体等から受け入れることによる収入である。
- (7) 受託調査試験及役務収入の内訳は、次のとおりである。

		29 年度(百万円)	28 年度(百万円)
受託]	に事収え	57,585	71,161
地方消 取扱費	費税徴4 受入	X 15,783	14,184
そ	O 1	也 210	192
	計	73,579	85,537

(8) 懲罰及没収金の内訳は、次のとおりである。

					29 年度(百万円)	28 年度(百万円)
交	通反	則	者糾	金	62,402	64,577
罰	金	及	科	料	44,824	47,326
そ		の		他	2,843	2,632
		計			110,069	114,534

(9) 弁償及返納金の内訳は、次のとおりである。

			29 年度(百万円)	28 年度(百万円)
弁償	及違為	約金	7,194	5,976
返	納	金	571,872	(556,034) 597,434
	計		579,066	(562,010) 603,410

(10) 電波利用料収入は、無線局数等を勘案して見込んだものである。

#### 5 公 債 金

29年度(百万円) 28年度(百万円) 比較増△減(百万円) (34,432,000) (△ 62,200) 34,369,800 37,182,000 △ 2,812,200 内訳は、次のとおりである。

 29 年度(百万円)
 28 年度(百万円)

 公債金
 6,097,000
 8,800,000

 特例公債金
 28,272,800
 28,382,000

 計
 34,369,800
 37,182,000

以上について説明すると、次のとおりである。

(1) 公債金は、本年度において「財政法」(昭 22法34)第4条第1項ただし書の規定によ り発行する公債の収入である。

なお、「財政法」(昭 22 法 34) 第 4 条第 3 項 の規定による公共事業費の範囲は、一般会計 予算予算総則第7条に掲げるとおりであるが、 その金額並びに出資金及び貸付金の合計額は 6,345,053 百万円となる。

- (2) 特例公債金は、本年度において「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平24法101)第3条第1項の規定により発行する公債の収入である。
- (参考) 公共事業費、出資金及び貸付金の金額

(単位 百万円)

1 公 共 業 費 (1) 公 共 事 業 関 係 費 治山治水対策事業費 684,537 道路整備事業 1,134,524 港湾空港鉄道等整備事業費 308,127 住宅都市環境整備事業費 372,491 公園水道廃棄物処理等施設整 101,728 備費

農林水産基盤整備事業費	565,514
社会資本総合整備事業費	1,999,694
推進費等	60,846
災害復旧等事業費	64,017
小計	5,291,478
(2) その他施設	費
衆議院施設費	9,181
参議院施設費	5,758
国立国会図書館施設費	4,130
裁判所施設費	15,872
会計検査院施設費	99
内閣官房施設費	1,266
情報収集衛星施設費	3,342
内閣本府施設費	1,755
沖縄政策費(沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金に限る。)	1,191
沖縄振興交付金事業推進費 (沖縄振興公共投資交付金に 限る。)	67,001
沖縄教育振興事業費	9,423
警察 庁 施 設 費	8,503
交通警察費(都道府県警察施 設整備費補助金に限る。)	17,000
警察活動基盤整備費(都道府 県警察施設整備費補助金に限 る。)	10,873
総務本省施設費	1,212
国立研究開発法人情報通信研 究機構施設整備費	43
情報通信技術利用環境整備費 (放送ネットワーク整備支援 事業費補助金に限る。)	1,009
消 防 庁 施 設 費	71
消防防災体制等整備費(消防 防災施設整備費補助金に限 る。)	1,300
法 務 省 施 設 費	23,653
外務本省施設費	305
独立行政法人国際協力機構施 設整備費	167
在 外 公 館 施 設 費	6,791
財務本省施設費	224
公務員宿舎施設費	6,696
特定国有財産整備費	1,312
財務局施設費	134
税 関 施 設 費	51
船 舶 建 造 費(税関分)	618
国 税 庁 施 設 費	2,573
生涯学習振興費(放送大学学 園施設整備費補助金に限る。)	300

初等中等教育等振興費(認定 こども園施設整備交付金に限 る。)	3,003	社会福祉諸費(施設施工旅費、 施設施工庁費及び社会事業学 校施設整備費に限る。)	106
独立行政法人国立青少年教育 振興機構施設整備費	22	障害保健福祉費(心神喪失者 等医療観察法指定入院医療機 関施設整備費負担金に限る。)	230
独立行政法人教職員支援機構 施設整備費	89	社会福祉施設整備費	7,574
独立行政法人国立特別支援教 育総合研究所施設整備費	40	介護保険制度運営推進費(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に限る。)	2,272
独立行政法人国立高等専門学 校機構施設整備費	1,362	国立ハンセン病療養所施設費	3,717
私立学校振興費(私立学校施 設整備費補助金に限る。)(文 部科学本省分)	5,953	厚生労働本省試験研究所施設費	372
国立大学法人施設整備費	42.417	国立更生援護機関施設費	240
国立大学法人船舶建造費	2,243	都道府県労働局施設費	199
	2,243	農林水産本省施設費	313
国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費	48	食料安全保障確立対策費(食料安全保障確立対策整備交付	63
国立研究開発法人量子科学技 術研究開発機構施設整備費	4,273	金に限る。)	
国立研究開発法人宇宙航空研 究開発機構施設整備費	4,725	担い手育成・確保等対策費 (担い手育成・確保等対策地 方公共団体整備費補助金に限	696
公立文教施設整備費	69,368	る。)	
文部科学本省所轄研究所施設 費	8	農地集積・集約化等対策費 (農地集積・集約化対策整備 交付金に限る。)	23,562
私立学校振興費(スポーツ庁 分)	90	農業生産基盤整備推進費(特 殊自然災害対策整備費補助金	150
スポーツ振興施設費	3,640	に限る。)	
文 化 庁 施 設 費	1,031	国産農産物生産・供給体制強 化対策費(国産農産物生産・	500
独立行政法人国立美術館施設 整備費	2,010	供給体制強化対策地方公共団 体整備費補助金に限る。)	569
独立行政法人日本芸術文化振 興会施設整備費	181	独立行政法人家畜改良セン ター施設整備費	148
文化財保存事業費(史跡等購入費補助金に限る。)	10,623	先端技術活用生産・流通体制 強化対策費(先端技術活用生	200
文化財保存施設整備費	696	産・流通体制強化対策地方公 共団体整備費補助金に限る。)	200
独立行政法人国立文化財機構 施設整備費	1,780	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整	93
厚生労働本省施設費	226	備費(農林水産本省分)	
国立研究開発法人国立循環器 病研究センター施設整備費	718	農業・食品産業強化対策費	20,174
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費	98	農山漁村 6 次産業化対策費 (農山漁村 6 次産業化対策整 備費補助金及び農山漁村 6 次 産業化対策整備交付金に限	1,449
国立研究開発法人国立長寿医 療研究センター施設整備費	184	る。) 農山漁村活性化対策費(農山 漁村活性化対策整備交付金に	10,698
医療提供体制基盤整備費(医療施設等施設整備費補助金及び医療提供体制施設整備交付	20,186	限る。) 農林水産本省検査指導所施設	370
金に限る。)	1 222	曹典杜永安坛纸仝镁施驰弗	
保健衛生施設整備費	1,669	農林水産技術会議施設費	187
生活基盤施設耐震化等対策費	16,900	国立研究開発法人農業・食品 産業技術総合研究機構施設整	625
保育対策費(保育所等整備交付金に限る。)	56,403	備費(農林水産技術会議分)	
児童福祉施設整備費	6,590	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター施設整備費	62
		地方農政局施設費	592

林 野 庁 施 設 費	1,062	環境調査研修所施設費 73
国立研究開発法人森林研究· 整備機構施設整備費	219	国立研究開発法人国立環境研 317 究所施設整備費
森林整備・林業等振興対策費		地方環境事務所施設費 85
(森林整備・林業等振興整備 交付金に限る。)	6,633	放射能調査研究費(船舶建造 費に限る。) 299
水 産 庁 施 設 費	24	小 計 619,311
国立研究開発法人水産研究 · 教育機構施設整備費	411	計 5,910,789
国立研究開発法人水産研究 · 教育機構船舶建造費	1,929	2 出 資 金 出資国債等償還財源国債整理 104,827
船 舶 建 造 費(水産庁分)	323	基金特別会計へ繰入 194,837
漁村振興対策費(漁村振興対 策地方公共団体整備費補助金 に限る。)	1,000	政府開発援助独立行政法人国 際協力機構有償資金協力部門 45,180 出資金
水産業強化対策費(水産業強 化対策整備交付金に限る。)	5,280	政府開発援助米州投資公社出 資金 1,075
経済産業本省施設費	1,413	株式会社日本政策金融公庫出 53,800 資金(財務省分)
国土交通本省施設費	73	株式会社日本政策金融公庫出 669
河川管理施設整備費	103	質金(晨林水座有分)
独立行政法人航空大学校施設 整備費	81	国立研究開発法人森林研究・ 整備機構出資金 10,774
整備新幹線建設推進高度化等 事業費	2,600	株式会社日本政策金融公庫出 資金(経済産業省分) 200
都市・地域づくり推進費(集 落活性化推進事業費補助金に 限る。)	150	独立行政法人都市再生機構出 3,000
独立行政法人海技教育機構施 設整備費	72	独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構出資金 12,614
離島振興費(小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。)	914	中間貯蔵・環境安全事業株式 会社出資金 3,000
国立研究開発法人土木研究所	409	計 325,149 3 貸 付 金
施設整備費 国立研究開発法人建築研究所		災害援護貸付金 150
施設整備費	60	育 英 資 金 貸 付 金 88,459
国立研究開発法人海上・港 湾・航空技術研究所施設整備	109	母子父子寡婦福祉貸付金 3,602
費	100	電線敷設工事資金貸付金 300
官 庁 営 繕 費	17,725	埠頭整備等資金貸付金 2,844
国土技術政策総合研究所施設 費	83	港湾開発資金貸付金 200
国土地理院施設費	90	都 市 開 発 資 金 貸 付 金 9,124
北海道開発局施設費	214	有料道路整備資金貸付金 4,410
気 象 官 署 施 設 費	291	連続立体交差事業資金貸付金 25
海上保安官署施設費	1,776	計 109,115
船 舶 建 造 費(海上保安庁分)	36,779	合 計 6,345,053
廃棄物・リサイクル対策推進 費 (廃棄物処理施設整備交付 金に限る。)	4,200	(備考) 1 上記の計数は、説明の便に供するため、公共事業費については、公共事業関係費は主要経費別、
生物多様性保全等推進費(環境保全施設整備費補助金に限る。)	202	その他施設費は項別によることとし、出資金及び 貸付金については、目別によることとした。 2 上記の公共事業関係費の計数は、公共事業関係

(57)

費 5,976,325 百万円から(1)住宅対策諸費(住宅建

設事業調査費及び独立行政法人都市再生機構出資

金を除く。) 35,110 百万円、(2) 航空機燃料税財源 空港整備事業費 52,312 百万円、公共事業費負担金

1,126

96

環境保全施設整備費

環境保健対策推進費(水俣病総合対策施設整備費補助金に限る。)

相当額 550,152 百万円、受託工事収入人件費等相 当額 2,084 百万円、附帯工事費負担金人件費等相 当額 843 百万円、河川管理費人件費等相当額 1,055 百万円、(3)国立研究開発法人森林研究・ 整備機構出資金 10,774 百万円、独立行政法人都市再 生機構出資金 3,000 百万円、独立行政法人日本高 速道路保有・債務返済機構出資金 12,614 百万円、 (4)電線敷設工事資金貸付金 300 百万円、埠頭整 備等資金貸付金 2,844 百万円、港湾開発資金貸付 金 200 百万円、都市開発資金貸付金 9,124 百万円、 有料道路整備資金貸付金 4,410 百万円、連続立体 交差事業資金貸付金 25 百万円、合計 684,847 百万 円を控除したものである。

#### 6 前年度剰余金受入

29年度(百万円) 28年度(百万円) 比較増△減(百万円) (45,017) (10,560) 55,577 297,490 △ 241,913

27年度の決算上の剰余金のうち、「財政法」(昭 22 法 34)第 6 条の純剰余金から 28 年度の補正 予算に計上した額を控除して得た額と「東日本 大震災からの復興のための施策を実施するため に必要な財源の確保に関する特別措置法」(平 23 法 117)第 72 条第 4 項の規定による 27 年度 における復興費用及び償還費用の財源に充てる 収入の範囲に属する収入の金額の東日本大震災 復興特別会計への未繰入額等に相当する額との 合算額を受け入れるものである。